

第1回 横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録

日 時	令和7年12月15日(月) 午後1時から1時55分まで
開 催 場 所	西区役所2階2A会議室
出 席 者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委員長 平野 周二 (西区連合町内会・自治会連絡協議会会長)</p> <p>委員 有村 知里 (中小企業診断士)</p> <p>小柴 雅子 (西区民生委員児童委員協議会代表)</p> <p>福馬 健一 (神奈川県立保健福祉大学講師)</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>西区福祉保健センター長 市川 裕章</p> <p>西区福祉保健課長 繁田 智孝</p> <p>西区福祉保健課事業企画担当係長 桑原 徹</p> <p>西区福祉保健課事業企画担当 島田 拓海</p>
欠 席 者	小菅 敏朗 (西区地域自立支援協議会代表)
開 催 形 態	一部非公開 (傍聴者0人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長選出及び職務代理者指名について</li> <li>2 委員会の公開・非公開について</li> <li>3 横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請要項(案)について</li> <li>(2) 審査・選定について</li> <li>(3) 第2回選定委員会の日程について</li> </ol> </li> </ol>
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長に平野委員を選出、委員長職務代理者に福馬委員を指名。</li> <li>2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。             <p>第1回 指定管理者選定スケジュール、申請要項、評価基準及び審査方法等</p> <p>第2回 申請団体審査、指定管理者の候補者の選定</p> <p>→申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は申請団体関係者を除き公開とする。</p> </li> <li>3 指定管理者選定スケジュール及び申請要項等について、事務局案のとおり決定。</li> <li>4 審査・選定について、事務局案のとおり決定。</li> <li>5 第2回選定委員会の日程を決定</li> </ol>
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あいさつ 西区福祉保健センター長よりあいさつ</li> <li>2 委員紹介</li> </ol>

事務局より選定委員の紹介

3 指定管理者選定委員会及び要綱

- ・指定管理者選定委員会の概要
- ・「横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱」
- ・「横浜市西区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱」  
について事務局より説明

議事1 委員長選出及び職務代理者の指名

- ・横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員長に平野委員を選出
- ・同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に福馬委員を指名

議事2 委員会の公開・非公開について

公開することにより適正な審査が阻害される可能性があることから、次の審議事項は、非公開とする事務局案について説明し、事務局案のとおり決定

- ・第1回選定委員会審議事項のうち、議事3以降のすべて（※）

※申請要項の内容、選定基準、選定手続きの細目

- ・第2回選定委員会審議事項のうち、

申請団体審査、指定候補者の選定

→申請団体のプレゼンテーション及び質疑応答は、申請団体関係者を除き公開とする

(以降、非公開)

議事3 横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について

(1) 申請要項について

事務局から申請要項案や選定スケジュールについて説明し、審議のうえ案のとおり決定

[質疑応答]

委員：昨今、人件費が上がっているが、それは即時反映されるのか。

事務局：申請要項（案）P7のリスク分担表の※2に記載のとおり、賃金水準変動への対応については神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査（横浜市人事委員会事務局公表）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

委員：照明のLED化について、器具そのものは横浜市が用意するのか。

事務局：申請要項（案）P4「ウ 指定管理料」の（キ）に記載のESCO事業により、LED化を図る。

(2) 審査・選定について

事務局から案を説明し、審議のうえ次のとおり決定

ア 評価基準項目（採点表）について

- ・申請団体から提出された申請書類及び面接審査等を受けて、評価項目1～6は5段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じ、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目7は、0・1・2点の3段階で評価を行い、係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目8の(1)は0点又は4点の2段階評価とする。(2)のアからウまでそれぞれ、0点又は2点の2段階評価とする。本項目は定量判断となるため、申請団体の申請書類に基づき、あらかじめ事務局が入力した評価点を選定委員が確認を行うこととする。
- ・評価項目9は、-10～10点の任意の点数で評価を行う。

イ 財務の評価について

健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者の委員による評価結果を、評価を付けた理由を選定委員会で共有したうえで、各委員がそれを参考にして評点をつけるものとする。

ウ 最低制限基準について

- ・「7 自主事業（指定管理事業以外）の実施」「8 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「9 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点（※）に、第2回選定委員会出席委員数を乗じた点数の60%以上を最低制限基準とする。
  - ・最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員の項目7～9を除いた採点を合計した点数で比較する。
- ※項目7～9を除く合計点：210点

エ 選定委員が委員会を欠席した場合の取扱いについて

第2回選定委員会（面接・審査）を欠席した場合は、集計に含めないこととする。

オ 応募内容変更・追加の禁止について

- ・申請資料については、申請受付後切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に説明資料を配布することやパワーポイントで説明をすることについては認める。

	<p>カ 面接時のタイムスケジュールについて 時間は 45 分間とする。 (プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分、意見交換・採点 15 分)</p> <p>キ 選定委員会の採点の確認・確定及び公表方法 ・各委員の採点及び理由等の相互確認を行う。 ・個々の委員の採点を委員名を伏せてホームページに公表する。</p> <p>ク 委員と応募団体との利害関係の確認について より公平な審査を期するため、委員は「申請団体との利害関係に関する確認書」を提出することとする。 ・委員本人が、申請団体の役員等であることが確認された場合 →申請要項に規定する欠格事項に該当するため、申請団体を失格とする。 ・委員の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が、申請団体の役員等であることが確認された場合 ・委員が申請団体から金銭、物品その他の利益を受けている又は受ける約束をしていることが確認された場合 ・委員が申請団体に対し請負をする者もしくはその団体の役員等であることが確認された場合 →当該委員を審査から除斥する。</p> <p>(3) 第2回選定委員会の日程について 事務局から案を示し、審議のうえ次のとおり決定 ・令和8年4月13日(月)午後1時30分より開催する。</p>
<p>資 料 特 記 事 項</p>	<p><b>1 資料</b></p> <p>(1) 次第 (2) 横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員名簿 (3) 横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱 (4) 横浜市西区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱 (5) 委員会の公開・非公開について(案) (6) 横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項(案) (7) 審査・選定について(案) (8) 評価基準項目・採点表(案) (9) 申請団体との利害関係に関する確認書</p> <p><b>2 特記事項</b></p>

	次回は、令和8年4月13日（月）に開催する。開催場所は、後日連絡する。
--	-------------------------------------